新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急支援について

【緊急特別無利子貸与型奨学金の推薦について】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生等を対象として、緊急特別無利子貸与型奨学金の募集を行います。以下について参照のうえ、推薦してください。

■奨学金概要

○ 奨学金名称：「緊急特別無利子貸与型奨学金」

○ 第二種奨学金（有利子）制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子（0.0%）にて貸与します。

○ 奨学生の選考は、以下の１．（4）に基づき、行います。

既に第一種奨学金の貸与を受けている奨学生についても、「緊急特別無利子貸与型奨学金」については、併用貸与の基準（人物・学力・家計）ではなく、第二種奨学金（有利子）の基準（人物・学力・家計）による選考を行います。

○ 学校ごとの推薦内示数はありませんので、要件を満たす希望者を推薦してください。

１．推薦対象

（1）対象学種

・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生

・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生

・ 高等専門学校の本科生及び専攻科生

・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（４年制）・獣医学課程の学生

（2）対象学年

全学年

※高等専門学校生（本科生）は４年次、５年次が対象です。

（３）採用規模

推薦内示数はありません。

下記（4）対象者の要件に合致した適格者は推薦可能です。

（4）対象者の要件

以下の要件を全て満たすことが必要です。

①第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしていること

※家計基準は、本機構で確認します。

②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと（令和４年度第二種奨学金予約採用候補者で進学届提出により採用となる予定の者も推薦対象となりません）

③家庭から多額の仕送りを受けていないこと（仕送り額が年間 150 万円以上ではないこと）

④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと

⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少したこと（「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和４年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が 50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等）

※③～⑤は当該要件を確認した上で、大学等が推薦

2.申込・推薦期限及び初回交付日

（１）申込期限

通常の年間の応急採用の申込期限と同じ

ただし、最終申込期限は令和５年１月２４日（火）

（２）推薦期限

通常の年間の応急採用の推薦期限と同じ

ただし、最終推薦期限は令和５年１月２５日（水）

（３）初回交付日

原則、推薦の翌月１１日（土曜、日曜、祝日の場合は前営業日）

※４月は、４月 21 日（木）

５月は、５月 16 日（月）

３.貸与期間

（1）貸与始期

「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用等に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月（令和４年４月以降）を選択

（2）貸与終期

令和５年３月までの貸与となります。（令和４年度限りの貸与となります）

4.貸与金額

	学部、短期大学、 専修学校（専門課程）、 高等専門学校	大学院
緊急特別無利子貸与型奨学金 【貸与月額】	２～１２万円（※1） （１万円単位で選択）	5 万円、8 万円、10 万円、 13 万円、15 万円から選択（※2）

※1　以下の課程に在学する学生は、貸与月額 12 万円を選択した場合に限り、次のとおり増額ができます。なお、本奨学金の採用者については、増額分の利率についても無利子（利率 0.0%）となります。

・私立大学の医学・歯学の課程　：４万円増額（12 万円＋4 万円＝貸与月額 16 万円）

・私立大学の薬学・獣医学の課程：２万円増額（12 万円＋2 万円＝貸与月額 14 万円）

※2 法科大学院において貸与月額 15 万円を選択した場合に限り、次のとおり増額できます。なお、本奨学金の採用者については、増額分の利率についても無利子（利率 0.0%）となります。

・法科大学院の増額　：４万円増額（15 万円＋4 万円＝月額 19 万円）

７万円増額（15 万円＋７万円＝月額 22 万円）

※３　入学時特別増額貸与奨学金も無利子（利率 0.0%）となります。（1 年生または編入学者のみ）。なお、入学時特別増額貸与奨学金は、同時に申し込む第二種奨学金の貸与始期を入学年月とする必要があります。

5.奨学金申込みにかかる留意点

（1）スカラネットによる申込み

①　申込希望者向け資料

学校担当者用ホームページの本通知の掲載箇所に資料「«緊急特別無利子貸与型奨学金»インターネット（スカラネット）入力に関する補足」（以下の②～⑧についても記載）をあわせて掲載しています。本奨学金の申込希望者に対し、「奨学金案内」とあわせて制度や手続き方法を周知いただく際にご利用ください。

②　採用種別の選択画面

「（３）緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）」 を選択するようご案内をお願いします。

③ 収入に関する証明書類の提出及び所得の入力

申込時においてマイナンバーを提出する必要はありませんが、収入に関する証明書類の提出及び全ての所得について入力が必要となります。（下記（2）参照）

④ 希望する貸与奨学金の選択

（Ｃ－奨学金申込情報）

「（3）第二種奨学金のみ希望します。」 を選択するようご案内をお願いします。

※ 「併用貸与」を選択している場合は、学校において推薦時に訂正をお願いします。

⑤ 希望する貸与開始月の選択

（Ｆ－奨学金貸与額情報 2（4））

アルバイト収入が大幅に減少した月以降で**「2022 年 4 月~2023 年 3 月」** の範囲で入力するようご案内をお願いします。

⑥ 被災状況コードの選択«重要»

（Ｋ－特記情報 7．）

プルダウンリストから**「緊急特別無利子」**を選択するようご案内をお願いします。

※ 未選択、又は誤って他の項目を選択した場合は、本奨学金の選考対象となりませんので注意してください。

⑦ 家庭事情の入力

（Ｌ－家庭事情情報）

学校における要件確認にご利用いただけるよう **「⑴家庭からの仕送り額 ⑵生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合 ⑶学生等本人のアルバイト収入の減少」** を明記し、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活の継続に支障をきたしている事情等について、具体的に詳しく入力するようご案内ください。

⑧ 家計急変の事由の選択

（緊急・応急採用情報 1．）

「(15)本人の収入減少及び支出増大に伴う経済困難」を選択するようご案内をお願いします。

⑨ 家計急変の事由が生じた年月の入力

（緊急・応急採用情報 2．）

アルバイト収入が大幅に減少した月を入力するようご案内をお願いします。

※ 大学院、高等専門学校の場合は、（）内の項目番号等を読み替えてご確認ください。

（2）提出書類

次の①～③の提出書類を学校へ提出するようご案内をお願いします。

なお、提出書類は全て学校保管となります。

① 「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」

在学定期採用の様式を配付し、提出するようご案内をお願いします。

② 生計維持者の収入に関する証明書類

本奨学金は、短期間で選考し奨学金を早期に交付するため、申込時に生計維持者の 2021 年度（2020 年 1 月～12 月分）の所得証明書類（ただし、9 月以降に申込む場合、2022 年度

（2021 年１月～12 月分）の所得証明書類）などの提出を求め、インターネット（スカラネット）の該当する所得項目に入力するようご案内をお願いします。

なお、2020 年１月２日以降（9 月以降に申込む場合、2021 年１月２日以降）に転職等により生計維持者の収入に変化が生じている場合は、家計急変後の給与明細（直近３か月分）等を提出のうえ、インターネット（スカラネット）の該当する所得項目に入力するようご案内をお願いします。

③ アルバイト収入減等の証明書

アルバイト収入減等（上記１（4）の③～⑤）を学校で確認できるよう証明書類の提出を求めてください。なお、証明書類は、様式自由による自己申告書も認められます。

※ 提出書類は在学採用等の推薦関係書類と同様に、一定期間保管後、廃棄をお願いします。（貸与奨学金「奨学事務の手引」第 10 章参照）

④ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書等

認定所得金額が基準額を上回る場合は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できなかった旨の申告書等の提出が必要となりますが、家計基準の審査は本機構において行うため、当該対象者は採用決定時に確定します。当該対象者は、採用決定後に学校を通じて不備の無い申告書等が本機構に提出されるまで、入学時特別増額貸与奨学金の振込みができません。

採用決定後は、スカラＡＣの「選考ソフト」（「Ｄ．選考状態の確認」画面）で申告書等の提出が必要な者を必ず確認のうえ提出について指導を行い、申告書等を速やかに本機構（採用課採用係）に送付してください。

6.推薦にかかる留意点

（1） 推薦にかかるＱ＆Ａ（令和４年４月１日版）を学校担当者用ホームページに掲載していますので、参照してください。

（2） 選考ソフトからの推薦にあたっては、学校担当者用ホームページの本通知の掲載箇所に資料「選考ソフトの入力内容の確認に関する補足」を掲載していますので、ご確認をお願いします。

※入力内容について以下の点を確認のうえ推薦してください。

・**応急採用**の申込みであること

・申込区分は**（3）第二種奨学金のみ希望**であること

・希望する貸与始期は **2022 年４月～2023 年３月の範囲**であること

・被災状況は**緊急特別無利子**であること

（3） 本奨学金の推薦にあたり「推薦書」（紙）の提出は必要ありません。

７．その他

（1）採用関係帳票について

本奨学金の採用者については、通常の第一種奨学生や第二種奨学生として採用となった者と共に、奨学関係月次発送において各学校へ「奨学生証」及び「返還誓約書」を送付します。

・対象者の「奨学生証」は、「緊急特別無利子貸与型奨学金」と印字していますのでご確認ください。

・対象者の「返還誓約書」は、「返還の条件（目安）」欄に以下の印字をしていますのでご確認ください。

【緊急特別無利子貸与型奨学金】返還の条件（目安）には、上限利率の年３．０％（増額貸与部分は、年３．２％）で仮計算した割賦金等が記載されていますが、「緊急特別無利子貸与型奨学金」の対象のため、表記に関わらず実質無利子となります。実際の返還額は、返還開始前に送付する通知でご確認ください。

・採用後に、奨学生本人のマイナンバーを本機構に提出いただきます。提出対象者の「マイナンバー提出書」を送付しますので、配付をお願いします。

（2）貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還時の負担を考慮した適切な貸与月額を選択する等、学生等が返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うよう、ご指導願います。

また、実質無利子の奨学金のため、「返還額」及び「保証料（機関保証制度選択者のみ）」の取扱いが通常の第二種奨学金（有利子）と異なりますので、詳細については別添の返還に関する説明資料「『緊急特別無利子貸与型奨学金』の採用となった皆様へ」をご確認ください。なお、採用者がいる学校には、「奨学生証」「返還誓約書」とあわせて人数分の説明資料をお送りします。

（3）スカラＡＣ「奨学生一覧」及び各種ダウンロードデータ

本奨学金の採用者については、貸与期間が今年度限りであることから、本機構において貸与終期を原則一律に 2023 年 3 月として採用処理を行います。

（4） 本制度では、第一種奨学金に設定されている「所得連動返還方式」、「猶予年限特例」、「特に優れた業績による返還免除（大学院）」は適用されません。

（5） 給付奨学金の家計急変採用や、通常の貸与奨学金の緊急採用・応急採用の推薦事務に関するお問い合わせについては、以下のお問い合わせ先を参照してください。

以上

＜推薦事務に関するお問い合わせ先＞

「緊急特別無利子貸与型奨学金」	「給付奨学金の家計急変採用」 「貸与奨学金の緊急採用・応急採用」
貸与・給付部　採用課　（特設電話） 電話番号：０３－６６３６－６１８０ （平日 9 時 00 分～18 時 15 分） FAX 番号：０３－６７４３－６６６９	貸与・給付部　特別採用課 電話番号：０３－６７４３－３８１９ （平日 8 時 30 分～18 時 15 分） FAX 番号：０３－６７４３－６６７１